

ベテラン弁護士の
若かりし頃の冷や汗エピソードを公開！

ある弁護士の失敗談

弁護士歴30年



私が弁護士になって初めて裁判法廷への登場は、広島地方裁判所呉支部だった。もう30年前の出来事である。

弁護士会から支給されたピッカピカの弁護士バッジを胸に着けていったような気がするが、ひょっとしたら着けていなかったのかもしれない。その日は午前10時から民事法廷の開廷の予定。事件の内容は、交通事故の被害者が依頼者の加害者に対する損害賠償を求めるというもの。まあ、こういう訴訟の第1回は、先ず、裁判長が「原告代理人(僕のこと)、訴状のとおり陳述しますか?」と聞かれて、原告代理人(僕のこと)が「はい、陳述いたします」と答えるという儀式がある程度である。「陳述」という位だから実際に訴状を読み上げるのではないかと思われるかもしれないが、実際には読み上げたりはしない。しかし問題はそんなテクニカルな話ではない。実際の法廷では僕の顔が真っ赤になる場面が待っていたのであった。

さかのぼること数日前、僕は広島弁護士会の野球部の試合に参加していた。元々、小学校時代から野球少年であり、将来は絶対カープの選手になると決めていた位である。まわりの友達もその後甲子園へ行ったり、大学野球で活躍したりと。。。なのに僕は。。。いやいや、今回はその重大な進路変更はどこで起きたのか?という話ではない。ともかく僕は数日前に広島弁護士会の野球部の試合に参加していた。相手は医師会とか検察庁(野球でも対戦する)とか、そういうチームだったような?僕は未だ入団1年目(もっとも司法修習生の時から練習には出ていたような)だったので、元気も良くて(多分)、その日はショートを守っていたのはよく憶えている。その日は、ヒットを2本位打って盗塁してはホームまで帰ってきてかなりの活躍を見せていた。つまり、走り回っていた。その後のショートの守備で、三遊間への緩いゴロが来た(これがショートで一番難しいゴロ)。俊足?を飛ばして右前へダッシュ(そうしないと一塁送球が間に合わない)して、ボールを取った瞬間、右脚ふくらはぎ辺りにパーンとボールが当たったような音と感触がした。最初エラーしてボールが脚に当たったのかと思ったが、ボールはグラブに収まっている。とにかく何とかファーストへ投げて間一髪アウト。よっしゃー!と小走りでベンチへ帰ろうとしたら右脚が上がらない。。。肉離れである。

初の法廷は勿論車の運転も出来ないし、何しろ松葉杖なので電車も乗るのもしんどいのでタクシーを自宅まで呼んでもらい、呉の裁判所までタクシーで行った(料金は当時でも5000円はしたと思う)。当時の呉の裁判所は正面玄関から2階までかなり長い階段があり、エレベーターなどという洒落た物は微塵もなく、この長い階段を書類が詰まった鞄を持ちながら(今ならリュックサックだろうな)、松葉杖をつきながらやつとの思いで上がったのを憶えている。

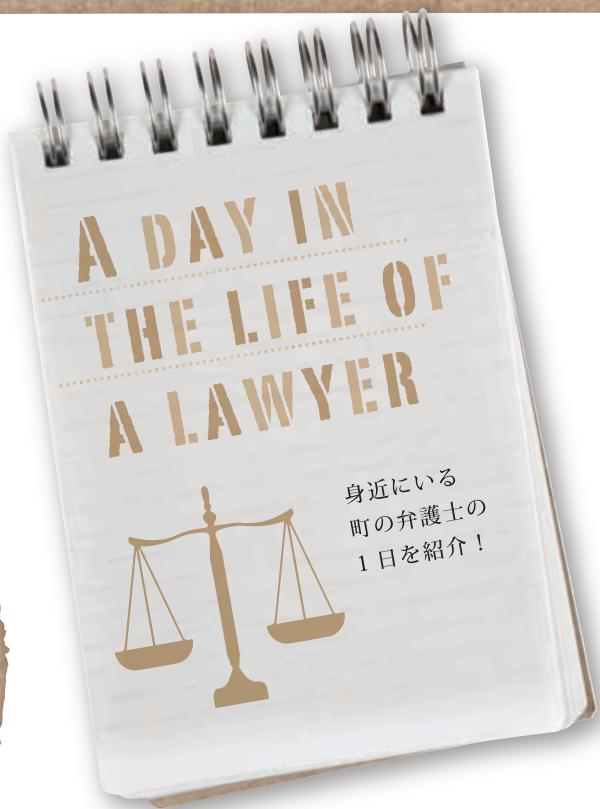
裁判所の法廷に到着し(といっても当時の呉支部の法廷は2つ位しか無かったような?)、原告の席(裁判官の席に向かって左側の席と決まっている)に着席し、裁判官の前に座っている書記官に挨拶した。司法修習生(裁判官や検事や弁護士になる前の研修生のような者)の時に呉支部へ来たことはあったが、書記官や裁判官とは当然顔見知りではなく、初対面の状態だった。これが広島地方裁判所の本庁であれば、僕は広島で司法修習をしたので、顔見知りの書記官や裁判官の方が多くて安心出来たのに。。。

さあ、裁判官が裁判官席の奥の扉から登場(裁判官室から法廷の裁判官席まで誰とも会わずに通路があったようだが今は結構裁判官も普通に廊下を歩いている)。全員起立して迎えた(傍聴席には次の裁判の弁護士とか本人とかが待っていたように思う)。いよいよ僕の単独での初の弁護士としての法廷が始まった。ドキドキ。

裁判長(中年の男性だった)は、書記官から記録を受け取り、ペラペラと目を通して、おもむろに僕の方に向かって、「交通事故に遭われたのですね。怪我もされて。それは大変でしたね。」と、「損害額は、ふーん、〇〇万円ね(この金額は忘れた)」と独り言のような話しかけている感じで喋った。この時点で、既に僕が予想していた会話の内容、つまり「原告代理人は訴状のとおり陳述されますか?」「はい、陳述します」という形式的ではあるが、どこの第1回の法廷でもなされる儀式は始まらない。変わった裁判官だな、というのが僕の第1印象。この裁判の時被告の加害者側が来ていたのかどうかは記憶がない。というのも、加害者側は加害者本人が任意保険に入っているのが通常だから、裁判が起きればその保険会社の顧問弁護士が加害者の代理人として法廷に来ることになるのが通常ということになる。当時は交通事故案件が非常に多くて、保険会社の顧問弁護士は色々な裁判を掛け持ちしていて非常に忙しかった。実は僕の事務所のボス弁(経営者を弁護士業界ではこのように呼ぶ。悪口ではない)も保険会社2社の顧問をしていたのでは僕もボス弁の代わりに色々な裁判所を飛び回ることになるのだが、それは後日の話で、その日は交通事故の被害者側の代理人だった。第1回の口頭弁論に限って、被告(加害者側)は事前に答弁書という訴状に対する回答を書いた書面を裁判所へ提出していれば、被告は出廷していないとも、その答弁書という書面くんが被告代理人弁護士の代わりに陳述してくれる(これを擬制陳述という)という便利なシステムがある。その日はそのシステムを利用して被告代理人は欠席していたような気がする。それとも気が動転していて被告代理人の存在を忘れてしまっているのかも?

ともかく、裁判長が被告代理人と話しているような場面は憶えていない。

その後、裁判長が僕に向かって奇妙なことを言ってきた。「ところで、怪我は未だ治っていないんですよね?」と。この事件は治療も終了していた筈である。通常、治療も終わっていないのに途中で裁判を起こすことはない。ただ、そのとき、裁判長の視線が僕の右脚のギブスに向かっているのに気づいた。あ!…そのとき、裁判長が訴状の書面をめくるのがほぼ同時だった。そうなのです。裁判長は僕のことを原告代理人弁護士とは認識しておらず、原告本人つまり被害者本人だと勘違いしたことに気付いたようなのです。僕も訴状の最終ページを出してみると、そこには原告代理人弁護士〇〇〇〇の名前が。つまり、最終ページを見ないと原告本人が起こした訴訟なのか、代理人が就いているのかが微妙に分からぬ綴じ方だったのです。その上、僕は右脚を肉離れしてギブスをして、後ろには松葉杖が立て掛けられて。。。その瞬間、僕の耳は真っ赤だったと思います。多分、さすが裁判長は慌てた素振りもなく、「ああ、代理人の先生ですね。失礼しました」と言ってきました。そのとき、胸に金色に輝く弁護士バッジを付けていたかどうかは記憶にありませんが、それ以降、法廷に弁護士バッジを付けていくのは無意味だから止めようと思ったのは記憶にあります。おしまい。



「弁護士の1日」

⌚ 6:30 起床～朝の準備でバタバタ！

朝6時30分に起床。子どもを保育園に送り出す準備や朝食でバタバタです。

⌚ 9:30 出勤～1日の動きをチェック

出勤するとまず、不在時にかかっていた電話に折り返したり、メールやFAXのチェックなどをします。

そして今日は当番弁護士の担当日。当番弁護士とは、広島県内で逮捕された人に無料で1回弁護士を派遣する制度です。逮捕された人は無料ですが、出勤する弁護士には日当が支払われます。これは、弁護士が支払っている弁護士会費が財源であって、税金などから支出されるわけではありません。

今日はさっそく1件の出動要請が来ていきました(担当日の1人あたりの割当は2件まで)。安佐北警察署ですので、事務所からは比較的時間がかかります。要請から24時間以内に行くのが望ましいのですが、今日は10時から広島家庭裁判所で離婚調停、15時から打ち合わせがあって16時30分から広島地方裁判所で期日(いわゆる裁判のことを弁護士は「期日」といいます。)というスケジュールです。もう1件要請が来るかもしれませんし、遅くとも16時30分の期日が終わリ次第向かうと思います。

⌚ 10:00 広島家庭裁判所で離婚調停

広島家庭裁判所に依頼者と同行して離婚調停。3回目の調停で、今日まとまなければ訴訟(裁判)へ移行せざるを得ません。調停は、調停委員のいる部屋に相手方と交互に入室し、相手方が入室している間は待合室で待っています。だいたい30分ごとに交代します。離婚自体には双方合意していましたが、慰謝料と養育費の金額で折り合いがついていませんでした。

⌚ 12:20 無事、調停成立！

なんとか条件面で折り合いがつき、調停成立。依頼者もホッとしたようよかったです。

⌚ 12:40 昼食もそこそこに、広島東警察署へ

コンビニでお昼ご飯を買って事務所に戻ると、もう1件の当番出動要請が。2件目は広島東警察署でしたので、3時の打ち合わせまでに戻ってこれそうです。急いでお昼ご飯を食べ、電話で被疑者の所在確認(捜査に立ち会って不在にしている場合などもあるので、現在被疑者がいるかどうかの確認)広島東警察署へ車で移動することにしました。

⌚ 13:10 被疑者との面会

広島東警察署着。道路交通法違反の被疑事実で逮捕された被疑者でした。初めての逮捕でとても不安そうだったので、今後の流れや見込みなどについて丁寧に説明し、連絡して欲しい親族の連絡先を聞いて終りました。

⌚ 14:30 被疑者の親族へ連絡～訴状作成

事務所に戻って先ほどの被疑者に頼まれた親族へ連絡。最初は弁護士からの電話でびっくりしたようですが、事情を説明したところ安心したようでした。次の打ち合わせまで少し時間があったので、裁判所に提出する訴状の作成をすることにしました。

⌚ 15:00 交通事故に関する新規相談

新規相談者と打ち合わせ。交通事故の相談でした。交差点での車同士の事故で過失割合について相手との折り合いがつかないということでした。幸い、弁護士特約(自動車の任意保険加入の際に特約としてつけておくと、事故の際の弁護士費用などを保険会社が支払ってくれるもの)をつけているとのことなので、私が受任した上で相手方と交渉することとなりました。

⌚ 16:30 広島地方裁判所

広島地方裁判所にて期日。解雇無効を争っている事件です。相手方代理人から書面が提出されたため、この書面についていくつか質問をし、次回までに反論の書面を作成することになりました。裁判はだいたい1か月に1回、期日が開かれ、その間に交互に書面を提出するというやり取りが繰り返されるのが一般的です。もちろん、途中で和解が成立することも多いですが、和解が成立しない場合、最終的には証人尋問をするなどして、裁判所が判決を出します。

⌚ 17:00 安佐北警察署へ

広島地方裁判所からそのまま安佐北警察署へ車で出発。

⌚ 17:40 被疑者との面会

安佐北警察署着。すぐに面会したかったのですが、あいにく先に別の弁護士が接見をしていて部屋が空いていませんでした。部屋が空くまで待機します。

⌚ 18:00 面会～被疑者国選に

面会開始。傷害の被疑事実で逮捕されたのですが、身に覚えがないとのことでした。一般的な手続の流れや黙秘権の説明をし、調書(捜査機関が作成する、被疑者の言い分をまとめたもの)にはサインしないよう指示をしました(調書にサインをする義務はありません)。被疑者国選(お金がない人のために国の費用で弁護人となること)で自分が弁護人となることにしました。

⌚ 19:00 接見終了～事務所へ

接見を終えて安佐北警察署を出発。

⌚ 20:00 事務所に戻り、デスクワーク

事務所着。先ほどの被疑者の親族への電話をし、今日は事務所にあまりいなかったため、メールの返信や締切が迫った起案をしなければなりません。

⌚ 21:00 帰宅～お風呂で1日の疲れを癒す

帰宅。子どもは夕食を済ませてお風呂にも入っていたため、一人で夕食を食べてお風呂に入る。

⌚ 23:30 明日の準備を整えて就寝

就寝



弁護士が観たお薦めベンゴシ映画

「三度目の殺人」

(是枝裕和監督)

作品紹介

「万引き家族」で2018年カンヌ国際映画祭最高賞「パルムドール」を受賞した是枝裕和監督の法廷サスペンス映画(2017年公開)。日本アカデミー賞最優秀作品賞受賞作品。

三度目の殺人
DVDスタンダードエディション 発売中
発売元:フジテレビジョン
販売元:アミューズソフト
価格:3,800円+税
©2017 フジテレビジョン アミューズ ギャガ



■あらすじ

弁護士の重盛(福山雅治)は、司法修習同期のヤメ検(元検事)弁護士・撰津(吉田鋼太郎)からの応援要請を受け、強盗殺人容疑で起訴された三隅(役所広司)の刑事弁護を担当することになった。30年前にも強盗殺人の前科がある三隅にとって二度目となる今回の容疑は、解雇された工場の社長を殺して財布を奪ったというもの。三隅は、逮捕後すぐに自供しており、このままでは死刑判決が濃厚。犯行動機について三隅の供述が変遷する中、重盛は、死刑判決を回避すべく精力的に調査を進め、減刑の材料を見出していく。公判も大詰めに差し掛かり、重盛ら弁護人が、ついに死刑判決回避につながり得る決定的な新事実に行き着いたその矢先、三隅は突如、自白を撤回し否認に転じる——。

■弁護士目線の感想

弁護人と被告人の接見や、弁護士・裁判官・検察官の法曹三者のやり取り、刑事裁判の法廷描写等が実にリアルで、この手の映画にありがちな突っ込みどころが見当たらない。弁護士7人による模擬接見や模擬裁判等を重ねて、脚本が作られたという制作エピソードは伊達ではない。

描かれている重盛弁護士は、当初、「刑事弁護に被告人に対する理解や共感は不要」「どうせ真実は分からぬのだから被告人の利益になる方を選べば良い」と、ドライで迷いがない。一方で、労を厭わず足を使って事件の関係先を調査し、わずかな証拠も見逃さない姿は、仕事への姿勢・能力の面で理想的な弁護人と言っても良い。実際、精力的な弁護活

動によって得られた弁護材料は多い。事件に真剣に取り組む過程で、重盛に、三隅を理解しようとする態度や共感に近い感覚が芽生え、真実の探究につながっていく。

しかし、重盛の思いと裏腹に、三隅は真実を語ってはくれず、理解されることも拒否するかのよう。事件当事者ではない弁護士にとって、真実は、劇中の会話にも出てくる寓話「盲人と象」の象のように見通すことのできないもので、だからこそ事件には謙虚に向き合わなければいけないと再認識させられる。

弁護士ものとしてもサスペンスものとしても、鑑賞後の個人的な満足度は高い。若干気になったのは、終盤、三隅の主張に沿った弁護方針に転換するのかどうかという場面。新証拠を手放しての無理な否認への転換は、あえて自ら死刑を選択するに等しい。弁護士にとっても不眠必至の悩ましい判断に際して、ともに弁護する相弁護人と認識を全て共有して一緒に悩んだようには見えない点。生死にかかる選択に弁護士が悩む姿をもう少し見たかった。

被告人の希望と弁護人の弁護方針が異なるとき、被告人の供述が信用できないとき、どうすべきか——、重盛弁護士が直面したのは、弁護士の職業倫理の典型的な命題であるが、重盛らの弁護を責める人はいないはず。

全編を通じ、主演の福山雅治さんの案内で刑事弁護の裏側を疑似体験できるとも言える本作。弁護士の仕事になじみの少ない一般の市民の方にもぜひ観ていただきたい。

Recommend Movie

電子会議録[®] ソフィアJR元町駅 山側スグ
<http://www.sogosokki.co.jp>

神戸綜合速記(株)

会議・講演会・シンポジウムなどの録音データから
会議内容の録音反訳(書き起こし)をいたします。

現場速記
出張録音



本 社 / 078-321-2522
東京支店 / 03-3237-2844



ISO9001 認証取得 プライバシーマーク認証取得

本 社 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通四丁目3-8
TEL 078-321-2522(代) FAX 078-321-2559
東京支店 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目4-12
TEL 03-3237-2844(代) FAX 03-3237-2846

まちかど無料法律相談会

開催しました！



暮らしの中のさまざまなお悩みに弁護士が無料でお答え！

■日時：平成30年3月10日 ■場所：ゆめタウン広島



平成30年3月10日、ショッピングモールである「ゆめタウン広島」において、「まちかど相談会」が開催されました。これは、様々な相談について、弁護士が無料で相談に応じるというもので、合計74名もの相談者の方が来場されました。当初は3つのブースのみでの相談の予定でしたが、想定をはるかに超える相談者の方にお越しいただいたため、急遽、オープンスペースに椅子や机を設置し、そこでの相談も実施いたしました。

また、同時に、相談をされる方に限らず、ゆめタウン内において無料で弁護士会オリジナルエコバッグも配布いたしました。

次回は、来年3月2日に同様の相談会を開催予定です。場所等の詳細は未定ですが、決まり次第、弁護士会のHPやSNS等にて告知予定です。ご確認の上、是非お越しください。

T S U R U T E N B I N

Editors' Voice 編集後記

広島弁護士会広報誌 つるてんびん
発行：広島弁護士会
広島県広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館
TEL 082-228-0230
<https://www.hiroben.or.jp/>
企画制作 広島弁護士会広報室
取材協力 RCC 中国放送

このたび、広島弁護士会より、初の対外広報誌を発行することと相成りました。

まだまだ弁護士が身近な存在とは言い難い世の中。そもそも弁護士ってどんな仕事をしているの？弁護士会ってどんな活動をしているの？そんな市民の皆様の疑問にお答えすべく、本誌では弁護士や弁護士会の活動をご紹介させていただいております。お読みいただけ、広く私たちの活動を知っていただくことにより、弁護士とのアプローチの端緒としていただきたい

という願いを込め、試行錯誤しながら作り上げました。親しみやすい1冊が出来上がったのではないかと思います。

最後になりましたが、本誌を発行するにあたりご尽力くださった全ての皆様に深く感謝申し上げます。創刊号がどうか皆様に愛される本となり、次号に繋がっていきますように。

つるてんびん編集長 青山慶子

〈ひろぎん〉はおかげさまで 創業140周年

もっと！



これまで温かいご支援をいただいた皆さまへの感謝の気持ちと、もっともっと地域経済の発展に貢献していく決意を胸に、私たちは次なる10年に向けて新たなスタートを切ります。地域のお客さまとともに成長を続ける「総合金融サービスグループ」へ。〈ひろぎん〉のこれからにご期待ください。



広島市西区山手町 太田川緑地2丁

真っ先にご相談いただける「ファースト・コール・バンクグループ」を目指します。

／ 広島銀行